

秋田県告示第 3 1 2 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、次のとおり国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第 4 項の規定に基づき、告示する。

平成29年 6 月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

- 2 変更の内容

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所について、次の事務所を追加する。

名 称	所在地
三重事務所	三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階

- 3 変更しようとする年月日

平成29年 6 月22日